

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第百八十八号で告示した入間都市計画緑地事業（入間市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし